

武田薬品工業株式会社湘南研究所の稼働に係る連絡会運営要領

本要領は、武田薬品工業株式会社湘南研究所（以下「研究所」という。）の環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）覚書第3条に基づく連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

第1条 鎌倉市及び武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品」という。）は、研究所の運営について、地域住民との相互理解を推進し、交流や意見交換を行うために環境保全に関する連絡会を設置する。

第2条 連絡会の構成は次のとおりとする。

- (1) 住民 : 研究所から概ね300mの範囲にある、別表の自治会・町内会等の中からそれぞれ推薦を受けた代表者概ね2名以内
- (2) 鎌倉市 : 環境保全を所管する課
- (3) 研究所 : 環境保全・行政地域等関係部門

第3条 連絡会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 定例的な会議は鎌倉市と武田薬品と協議して年1回開催する。
- (2) その他、構成員からの要請があった場合は、随時開催できるものとする。

第4条 連絡会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 研究所からの連絡・報告
- (2) 第2条第1項の住民からの提案・質問
- (3) 鎌倉市からの提案・質問（前項以外の市民からの質問・提案を含む）

第5条 連絡会の庶務と進行は、鎌倉市の環境保全を所管する課が行う。

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

（付則） この要領は、平成23年4月16日から実施する。

別表（第2条関係）

植木町内会
岡本住宅町内会
四季の杜自治会
鎌倉岡本ガーデンホームズ自治会・管理組合
鎌倉ロジューマン自治会・管理組合
鎌倉グランマークス自治会・管理組合
レックスガーデン鎌倉岡本自治会・管理組合
ラシェール鎌倉岡本ハイライズ自治会・管理組合